

# 避難所開設時における感染症（新型コロナウイルス等）対策の基本方針

総務部安全対策課

---

新型コロナウイルス等の感染症が蔓延するリスクが大きい状況においては、災害が発生し避難所を開設する場合、避難所の3密（密閉、密集、密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期すことが重要である。

このため、大村市避難所運営マニュアルに加え、新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針を定めることにより、感染症対策を徹底する。

---

## 1 想定する災害

台風・豪雨災害及び、巨大地震等の避難が必要となる自然災害全般

## 2 基本的な考え方

- (1) 避難者の分散と避難所の過密状態防止
- (2) 避難所スペース及び新たな避難所の確保
- (3) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- (4) 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- (5) 感染が疑われる避難者への適切な対応
- (6) 避難所運営スタッフの安全確保

## 3 具体的な対策方法

- (1) 避難者の分散と避難所の過密状態防止
  - ・ 自宅で安全確保ができる場合の在宅避難又は安全が確保できる親族・友人宅への避難を優先するよう周知する。
  - ・ 在宅避難などの避難所外避難者（車中泊含む）への物資支援等は、指定避難所で対応する。

- ・車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板に注意喚起チラシを掲示する。

## (2) 避難所スペース及び新たな避難所の確保

- ・発災時には、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
- ・ホテル等民間宿泊施設を避難場所として活用するよう検討する。
- ・指定避難所において、感染症対策レイアウトを示しスペースを最大限活用できるように努める。

## (3) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

### 手洗い及び咳エチケットの徹底

- ・手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシを掲示する。

### 十分な換気の実施

- ・避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。

### 十分な居住スペース及び社会的距離の確保

- ・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する。
- ・ほかの人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2メートルほど確保する。

### 入所時及び定期的な健康チェック

- ・避難所受入れ時及び毎朝検温を実施し、発熱している避難者及び体調不良の避難者については、他の避難者と別の居住スペースに誘導する。
- ・避難者自身がチェックリストなども利用し健康管理に留意する。

### 床面の消毒

- ・床面をこまめに消毒する。（清掃はホコリが舞い上がらないよう注意して行う。）
- ・居住スペースについては、基本的に土足禁止とする。

### 災害用備蓄品（衛生用品）の積極的な活用

- ・避難所に配備されているマスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。
- ・消毒液を必ず受付及びトイレ前に設置する。

#### (4) 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- ・避難の際には、食料、飲料水等の他、個人で使用するマスク、消毒液、体温計なども持参するよう防災ラジオ等を活用し啓発する。
- ・避難者及び避難所運営スタッフは、こまめな手洗いを行う。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- ・避難所内では原則マスク着用とする。くしゃみをする場合やマスクがない場合、タオルやハンカチで口と鼻を覆うことや、また、とっさに咳が出るときは袖や上着の内側で覆うことを周知する。
- ・避難者同士が対面とならないよう配慮する。
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、熱等の症状のいずれかがある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告するよう周知する（健康管理チェックリストによる自己管理）。
- ・避難者自身だけでなく、ほかの避難者にうつさないための感染予防・感染拡大防止措置への協力を求める。

#### (5) 感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・避難所入所時の問診の結果、避難者の感染が疑われる場合や、避難中に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から保健所等の専門機関に連絡し、必要な指示を仰ぎ対応する。
- ・やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、極力一般避難者と動線を分け、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーティションで区切る等の工夫をする。
- ・検査の結果、感染症に罹患していた場合、その後の当該避難所の継続や消毒の実施方法について、専門機関の指導を仰ぐ。

#### (6) 避難所運営スタッフの安全確保

- ・マスク、消毒液などの支給に加え、ゴム手袋、フェイスシールド、感染防護衣を着用し、受付業務等にあたる。
- ・避難所運営業務に従事する際及び勤務交代する際は、検温を実施するとともに、チェックリストを利用し体調管理に努める。
- ・感染の疑いのある避難者への食事等の受渡については、極力接触を避ける方法を検討する。